入　札　説　明　書

（京都府庁西側施設等管理業務）

（令和８年１０月１９日付け公告分）

京都府総務部府有資産活用課

一般競争入札の実施に係る入札公告（令和８年10月19日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公　告　日　令和８年10月19日

２　契約担当者　京都府知事　西脇隆俊

３　担 当 部 局　〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総務部府有資産活用課　施設管理係
電話番号　（075）414-5446

４　入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量
京都府庁西側施設等管理業務　　一式

(2) 委託業務の仕様等
別添契約書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間
令和８年12月１日から令和11年11月30日まで

(4) 履行場所
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町１０４番地の２　ほか

５　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年５月25日京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「ビル管理」に登録されている者であること。

(2) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者
イ　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
ウ　申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。
ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
イ　次のいずれかに該当する者
(ｱ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注　「役員等」とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員

以外のものをいう。

(ｲ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用等をしている者

(ｳ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ｴ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ｵ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) (2)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(6) 京都府南丹広域振興局管内以南に本店又は契約権限を有する支店（営業所を含む。）が所在する業者又は組合であり、緊急時に概ね１時間以内に西側施設に到着し、対応することができる者であること。

(7) ６で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(8) 西側施設と同規模以上の総合管理業務受託の実績が、令和５年４月１日以降において１年以上、有する者であること。

(9) 現に京都府庁ビル総合管理業務、京都府職員福利厚生センター及び京都府庁別館ビル総合管理業務の受託者でないこと。

(10) 次に掲げる資格職員と直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。（常駐要員数とは異なる）

ア　電気主任技術者（第３種以上かつ実務経験３年以上の者）　２名以上

イ　電気工事士（第２種以上）　２名以上

ウ　消防設備士（乙種第４類以上）　１名以上

エ　建築物環境衛生管理技術者　１名以上

6　入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書（別紙様式１）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和８年 10 月 19 日（月）から令和８年 10 月 28 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後４時３０分まで（正午から午後１時までを除く。）

(1) 提出場所

３に同じ

(3) 提出資料

次の書類を各一通、持参もしくは郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は書留郵便の上、提出期間内に必着のこと。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式１）

イ　履行実績調書（別紙様式２）

ウ　同規模以上の総合管理業務の契約書及び業務仕様書の写し

エ　誓約書（別紙様式３）

オ　返信用封筒

（申請者の所在地、名称を記入の上、460 円(定形 110 円＋簡易書留 350 円）分の切手を貼付すること。）

(4) 確認通知

提出期間内に受付けた申請書については、令和８年 11 月６日（金）に一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵便により送付する。

(5) その他

確認資料作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7　入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア　日　時　令和８年 11 月 20 日（金）午前 10 時 00 分

イ　場　所　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府庁旧本館２階２－C 会議室

(2) 入札方法

ア　入札書（別紙様式４）は持参するものとし、電送による入札は認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式５）を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなくてはならない。

ウ　入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「京都府庁西側施設等管理業務入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ　資格確認の結果、資格を有すると認められた者が１名であっても、原則として入札を執行する。

オ　入札回数は、２回までとする。なお、再度入札の参加者が１名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

カ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して文書（別紙様式６）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア　質疑書

(ｱ) 提 出 日　令和８年 11 月９日（月）正午まで

(ｲ) 提出方法　ＦＡＸ（ＦＡＸ番号 075-414-5399　電話 075-414-5446）

(ｳ) 提出場所　３に同じ

イ　回答書

(ｱ) 交 付 日　令和８年 11 月 13 日(金)

(ｲ) 交付方法　質疑があった場合、ＦＡＸにて、６により確認結果通知書を送付した全者に対し交付する。

ウ　質疑及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。

エ　質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

入札金額については、３年間の長期継続契約とするため、３年間分の金額を記載すること。（消費税相当額を含まない金額を記載する。）

(8) 最低制限価格

本入札では最低制限価格を設ける。最低制限価格を下回る金額で入札した場合失格とする。最低制限価格については別添資料にもとづき算出している。

(9) 開札

ア　開札は、７の（１）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお､再度入札の参加者が１名となった場合であっても､原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書又は確認資料等を提出しなかった者の入札

ウ　申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札

エ　委任状を持参しない代理人による入札

オ　記名押印を欠く入札

カ　金額､氏名､印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ　同じ入札に２以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

ク　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ケ　入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ　その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ　落札者は、令和８年 11 月 27 日までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

８　入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の１００分の５相当額の違約金を落札者から徴収する。

９　契約保証金

落札者は、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。

この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、京都府会計規則 159 条第２項第３号に該当する場合は免除する。

10　契約書の作成の要否

要する。（別添契約書案により作成する。）

11　その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格における実務実績については、当該法人又は個人が元請けとして実施した実績でなければならない。

(2) １から 10 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(4) 業務仕様書、契約書案、回答書等については、入札終了後速やかに返却すること。

(5) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。また、入札金額の積算根拠を示す資料（別添業務内訳書を参考に作成）を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

入札当日は、車で来庁しないこと。

(6) 落札者は、速やかに現場責任者を決定しなければならない。

落札者は令和８年 12 月１日からの業務の開始が円滑に行えるよう現請負業者との間で十分引継をしておくこと。

(7) 落札者は、入札後速やかに次の書類を提出すること。

ア (5)で作成した、入札に係る積算内訳書

イ 業務計画書（落札決定後配布）

ウ 月別支払金額内訳書

◎　入札書の記入例

２）

㊞再　入　札　書

金　　額	￥○○○，○○○，○○○－　　１）
委託業務名	京都府庁西側施設等管理業務
業 務 場 所	京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町１０４番地の２　ほか

入札説明書、業務仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札条件を承諾の上、上記のとおり入札いたします。

再　２）

令和　年　月　日　３）

住所　（会社所在地）　４）

（会社名）

氏名　（会社代表者　職　氏名 印　㊞）

５）

契約担当者　京都府知事　西脇隆俊　様

備考　入札書は封筒に入れて表面に「京都府庁西側施設等管理業務入札書在中」及び「入札者」を記載し封印をすること。

※　記入上の注意

１）　算用数字で円単位とする。（消費税を含まない。）訂正したものは無効。

２）　再入札のときは、「再」の字を記入し、各々訂正印を押すこと。

３）　入札年月日とする。

４）　会社所在地、会社名、代表者名を記入し、会社印、代表者印を押印のこと（上記記入例による）。

５）　代理入札をするときは、委任者の住所氏名（会社所在地、会社名、代表者名）を記しさらに、受任者（代理人）の氏名を記し押印する。このときの「印」は委任状の「受任者使用印」を用いること。

◎　入札書を提出する場合は、封筒に入れ密封し、下図のように、記名封印してください。

（表）　　京都府知事　西脇隆俊　あてとする

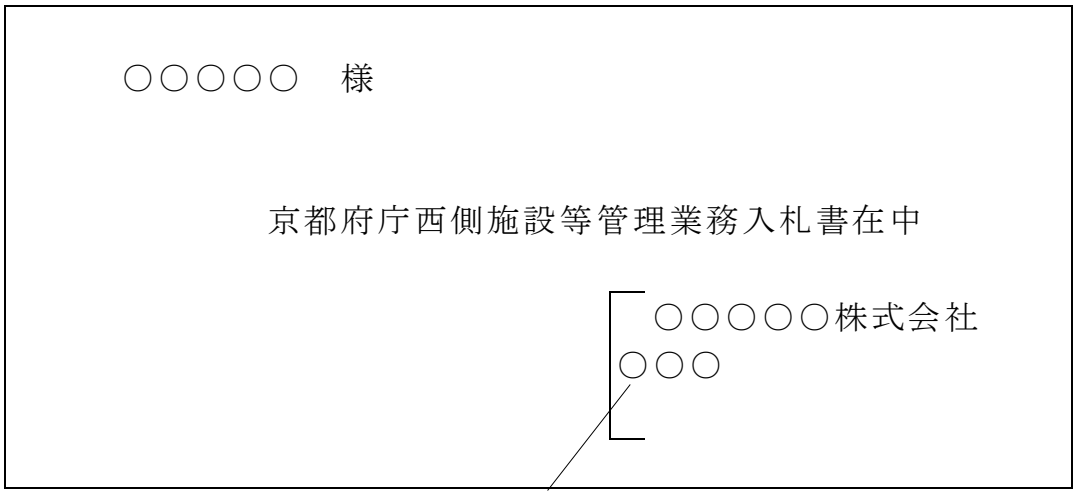

（裏）三箇所に入札者印（代理者の場合は代理者の印)で封印する。

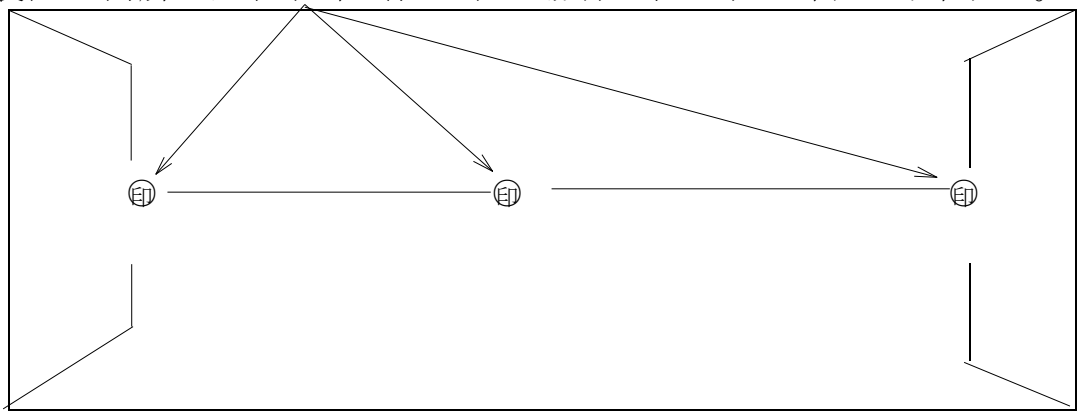

注）　たて書きでもよい。

◎　委任状の記入例

委　　任　　状

私は□□□□を代理人と定め、下記の委託業務の入札に関する一切の権限を委任します。

記

委 託 業 務 名　京都府庁西側施設等管理業務

受任者使用印　　㊞

令和　　年　　月　　日

委任者住所氏名　　△△市△△町△△番地
○○○○○株式会社
代表取締役　×　×　×　×　印　　㊞

受任者住所氏名　　△△市△△町△△番地
○○○○○株式会社
□　□　□　□　㊞